

平成25年度

経営所得 安定対策 の概要



はじめに

平成25年産の「経営所得安定対策」は、24年産の農業者戸別所得補償制度等と基本的に同じ枠組みで実施します。

26年産以降のあり方については、今後検討していくこととしています。

平成24年産

<農業者戸別所得補償制度>

- 畑作物の所得補償交付金
- 水田活用の所得補償交付金
 - ・ 産地資金
- 米の所得補償交付金
- 米価変動補填交付金

○ 加算措置

- ・ 規模拡大加算
- ・ 再生利用加算
- ・ 緑肥輪作加算

○ 農業者戸別所得補償制度推進事業等

- ・ 集落営農の法人化等に対する支援

<水田・畑作経営所得安定対策>

- 収入減少影響緩和対策

名称変更



平成25年産

<経営所得安定対策>

- 畑作物の直接支払交付金
- 水田活用の直接支払交付金
 - ・ 産地資金
- 米の直接支払交付金
- 米価変動補填交付金
- 水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）

○ 加算措置

- ・ 再生利用交付金

○ 直接支払推進事業等

<担い手・農地総合対策>

- 担い手への農地集積推進事業
 - ・ 規模拡大交付金
〔従来どおり、国から直接交付します。〕
- 集落営農の法人化等推進支援
〔経営所得安定対策の直接支払推進事業の中で助成します。〕

統合

移行

移行

移行

目 次

I 経営所得安定対策の概要 4

1 畑作物の直接支払交付金 6

2 水田活用の直接支払交付金 9

3 米の直接支払交付金 14

4 米価変動補填交付金 15

5 加算措置（再生利用交付金） 17

6 その他（規模拡大交付金、集落営農の法人化支援等） 18

7 水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策） 21

8 対策の加入申請・交付手続き 23

9 交付金の交付スケジュール 31

10 経営所得安定対策の実施体制 32

11 農業経営基盤強化準備金制度 33

II 「人と農地の問題」の解決に向けた取組 34

問い合わせ先一覧 39

I

経営所得安定対策の概要

目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆等への作付転換を促します。

畑作物の直接支払交付金

数量払

(2,123億円)【水田・畑地共通】

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	6,410円/トン
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/トン
そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg

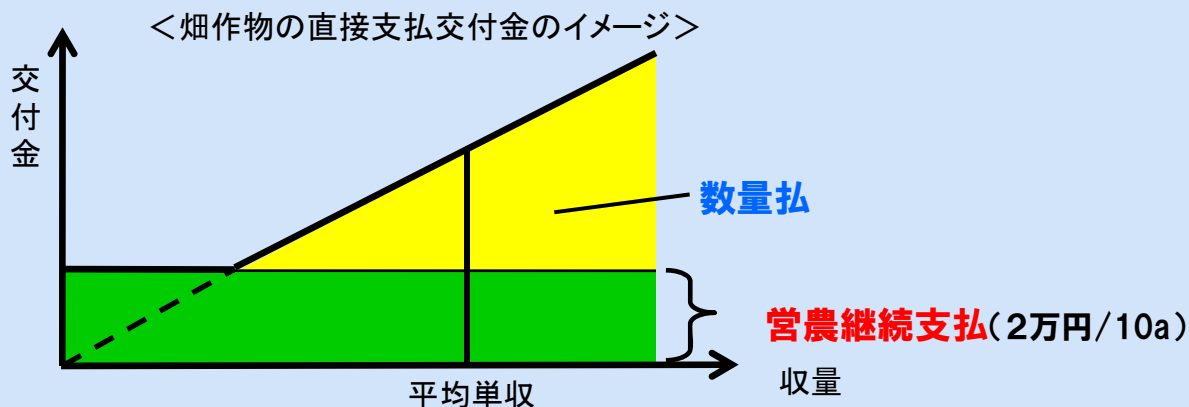
注：小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に **2,550円/60kg**を加算

<品質加算> 数量払の交付単価を品質に応じて増減

面積払(営農継続支払)

前年産の生産面積に基づき交付

2.0万円/10a



加算措置等

加算措置
20億円

直接支払
推進事業等
104億円

再生利用交付金

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、**一定額(2~3万円/10a)を最長5年間**交付

直接支払推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村、協議会等に対して必要な経費を助成

(注) 従来の「規模拡大加算」は「担い手への農地集積推進事業」の中で実施。
従来の「集落営農の法人化等に対する支援」は「担い手・農地総合対策」の中で実施。
従来の「緑肥輪作加算」は「水田活用の直接支払交付金」の「産地資金」に統合。

対象作物

- ・ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
- ・ 水田については、水田活用の直接支払交付金として、上記の作物に加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS用稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

水田活用の直接支払交付金

戦略作物助成

(2,517億円)

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円／10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円／10a

二毛作助成

1.5万円／10a

耕畜連携助成

1.3万円／10a

産地資金

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物助成の対象作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米の直接支払交付金

(1,613億円)

【米の生産数量目標を守った農業者が対象】

1.5万円／10a

米価変動補填交付金

(84億円(24年産))

【24年度に米の所得補償交付金の交付を受けた者が対象】

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補填

水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）

(724億円)

【認定農業者又は集落営農で一定の経営規模を有すること等が要件】

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの24年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補填
- ◇ 対策加入者はあらかじめ一定額の積立金を拠出

※ 24年産の「畑作物の所得補償交付金」と同じ枠組み

2,123億円

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付する仕組みです。

【交付対象者】

対象作物ごとの生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

※ 販売農家については、販売実績がある者

※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの

(1) 数量払

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの**当年産の出荷・販売数量**

注1：ビール用麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

注2：てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象。

② 交付単価(全国一律)

全算入生産費をベースに算定した「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。また、品質に応じて単価を設定します。

※ 営農継続支払を受けた方は、その交付額を控除して支払います。

対象作物	数量単価	(参考) 面積換算
小麦	6,360 円/60kg	43,700 円/10a
二条大麦	5,330 円/50kg	37,600 円/10a
六条大麦	5,510 円/50kg	34,200 円/10a
はだか麦	7,620 円/60kg	40,000 円/10a
大豆	11,310 円/60kg	38,300 円/10a
てん菜	6,410 円/ t	40,300 円/10a
でん粉原料用 ばれいしょ	11,600 円/ t	51,500 円/10a
そば	15,200 円/45kg	22,600 円/10a
なたね	8,470 円/60kg	32,000 円/10a

③ 品質に応じた加算

麦、大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

小麦

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,450円	5,950円	5,800円	5,740円	5,290円	4,790円	4,640円	4,580円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

※ **パン・中華麺用品種**については、上記の単価に **2,550円/60kg**を加算。

大麦・はだか麦

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	5,390円	4,970円	4,850円	4,800円	4,530円	4,110円	3,980円	3,930円
六条大麦 (50kg当たり)	5,880円	5,460円	5,330円	5,280円	4,850円	4,430円	4,310円	4,260円
はだか麦 (60kg当たり)	7,890円	7,390円	7,240円	7,150円	6,320円	5,820円	5,670円	5,590円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等
普通大豆	12,170円	11,480円	10,800円
特定加工用大豆	10,120円		

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (▲0.1度ごと)	17.1度	→ (+0.1度ごと)
てん菜	▲62円	6,410円	+62円

糖度：てん菜の重量に対するショ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (▲0.1%ごと)	18.0%	→ (+0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	▲64円	11,600円	+64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等	規格外・未検査
そば	16,870円	16,160円	15,360円	12,150円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

なたね

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね	8,680円	7,940円

(2) 営農継続支払

① 交付対象面積

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの**前年産の生産面積**

※ 前年産の生産面積は、農業者の前年産の生産数量（前年産の数量払の対象数量を基本）を都道府県別の前年産の実単収で換算した面積とします。

※ 当年産の生産数量目標を都道府県別の平均単収で換算した面積の方が小さい場合には、その面積が交付対象面積になります。

② 交付単価

農地を農地として保全し、営農を継続するために最低限の経費が賄える水準

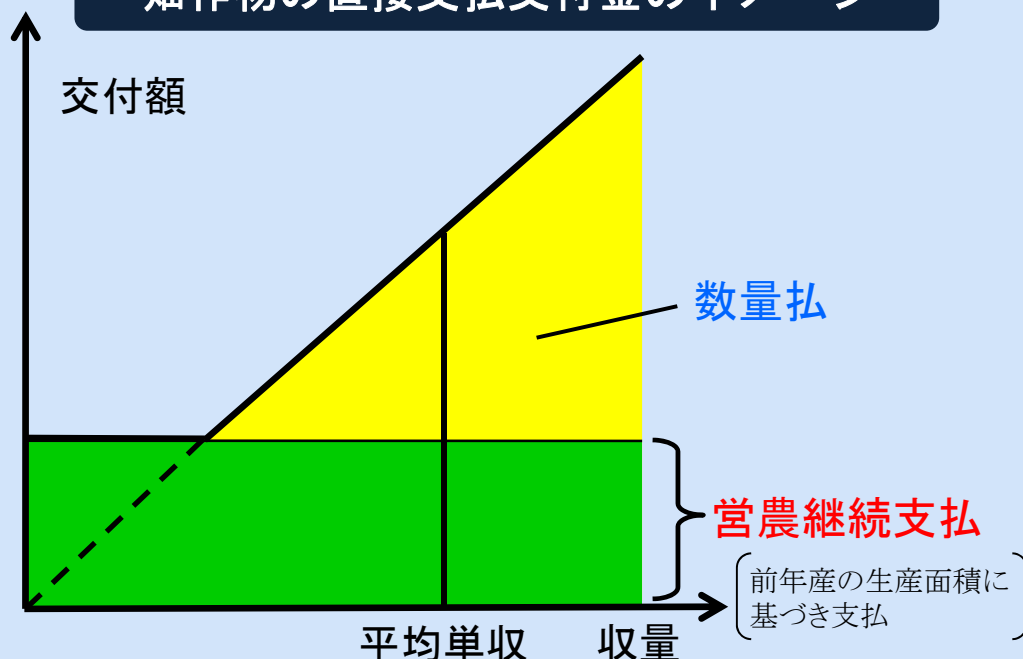
2.0万円 / 10a（畑作物共通）

※ 営農継続支払を受けない者には、当年産の出荷・販売数量の確定後に、数量払の単価により算定した交付金が支払われます。

③ 交付対象者

数量払の交付申請を行う販売農家・集落営農であって、前年産の生産面積がある者

畑作物の直接支払交付金のイメージ



営農継続支払の交付金を受けた者は、数量払の交付対象数量が、対象作物ごとに設定した生産数量目標※の2分の1に達しない場合には、その理由書を提出していただきます。

自然災害等の合理的な理由がない場合は、交付済みの営農継続支払の交付金を返還していただきます。

※ 生産数量目標は、播種前契約数量等を基本としますが、播種前契約時の作付計画面積に比べて実際の作付面積が減少した場合には、実際の作付面積に見合った数量を生産数量目標としてください。

※ 24年産の「水田活用の所得補償交付金」と同じ枠組み

2,517億円

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付します。

(1) 交付対象者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農

※ 米の生産数量目標の達成にかかわらず交付の対象となります。

(2) 交付単価・助成対象等

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円／10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円／10a

② 二毛作助成

水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成します。

1.5万円／10a

対象となる作付けパターン（例）

作付けパターン	交付金額（10a当たり）
主食用米 + 麦	(米の直接支払) + 1.5万円
主食用米 + 飼料用米	(米の直接支払) + 1.5万円
大豆 + 麦	3.5万円 + 1.5万円
麦 + そば	3.5万円 + 1.5万円
なたね + そば	2.0万円 + 1.5万円
米粉用米 + 麦	8.0万円 + 1.5万円
米粉用米 + 飼料用米	8.0万円 + 1.5万円

対象とならない作付けパターン（例）

作付けパターン	交付金額（10a当たり）
大豆 + 野菜	3.5万円 -
麦 + 野菜	3.5万円 -
米粉用米 + 野菜	8.0万円 -

③ 耕畜連携助成

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を行う農業者に対して助成します。

1.3万円/10a

助成対象

①～③の取組に助成します。

（①～③の取組の同一ほ場での重複助成はできません）

① わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用



〈取組要件〉

- 子実及び稲わらが飼料又は飼料の種苗として利用されること 等

② 粗飼料生産水田での放牧



〈取組要件〉

- 放牧頭数が成牛換算で2頭以上（ha当たり）
- 延べ放牧日数が180頭日以上（例：2頭×90日＝180頭日）等

③ 粗飼料生産水田への堆肥の散布



〈取組要件〉

- たい肥は水田粗飼料作物を給与した家畜由来のものであること
- 自己のたい肥でないこと
- 自己の散布でないこと
- 散布量が2トﾝ又は4立米/10a以上であること 等

交付対象者

耕畜連携の取組を行う水田において、飼料作物等を生産する農業者（耕種農家）が対象となります。



(3) 産地資金

- ・ 地域の実情に即して、①水田における麦・大豆等の戦略作物助成の対象作物の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援します。
- ・ この資金の活用に当たっては、都道府県の判断で畑地で生産される畑作物の直接支払交付金の対象作物を対象とすることも可能です。また、従来の「緑肥輪作加算」を産地資金に統合し、休閒緑肥を対象とすることも可能です。

基本的運用

- 国から都道府県に配分する資金枠の範囲内で、都道府県が助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定します。
- 都道府県の判断によっては、地域農業再生協議会に枠を配分し、地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定することも可能としています。
- 交付金は国から各農家に直接交付します。

助成内容の設定

助成内容は以下のルールに即して設定します。

- ① 戦略作物助成の対象作物に対する助成については、生産性向上等の一定の取組に対する助成とすること
- ② 経営所得安定対策における加算措置の効果を損なうような助成としないこと（例：品位の低いもののみへの加算）
- ③ 主食用米、輸出用米及び調整水田等の不作付地に対する助成は行わないこと
- ④ 畑地を対象とする場合の対象作物は、畑作物の直接支払交付金の対象作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）及び休閒緑肥とすること（ただし、畑作物の直接支払交付金の対象作物については、生産性向上等の一定の取組に対する助成とすること）

<水田における使途の例>

- ・ 麦、大豆などの作物の団地化、ブロックローテーションの導入への支援
- ・ 集落営農に対する支援
- ・ 生産性向上に向けた技術導入に対する支援
- ・ 地域農業の振興を図る上で重要な作物（野菜・花き等）に対する支援
- ・ 備蓄米に対する支援 等

<畑地における使途の例>

- ・ 単収、品質の安定・向上に向けた新品種、技術導入に対する支援 等

捨てづくりの防止

- ・ 栽培方法や肥培管理が不適切な場合（捨てづくり）には交付金は交付されません。
- ・ このうち、米粉用米、飼料用米、加工用米については当年産の出荷・販売数量が当初契約数量の8割に満たない場合、WCS用稲については近隣ほ場の主食用米の生育状況等と比較して十分な収量が得られないと判断される場合には、その理由書を提出していただきます。自然災害等の合理的な理由がなく、捨てづくりと判断される場合は、交付金は交付されません。

新規需要米や加工用米の取組を行う場合、主食用米への横流れを防止するため、以下の点に留意してください。

(1) 計画申請時

- ① 新規需要米や加工用米を買い受ける事業者との間で、販売数量などを記載した「販売に関する契約書」等を作成し提出してください。
- ② 新規需要米や加工用米を買い受ける事業者は、買い受けた米を主食用に転用しないことを誓約した誓約書を提出してください。

(2) 収穫一出荷時

- ① 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
 - ・ 『出来秋の出荷数量』は、『当初の出荷契約数量』を出荷することが原則です。
 - ⇒ ただし、『当初の出荷契約数量』は、作況変動による調整や、あらかじめ特定取組^(※)であることが認められれば実単収による調整を行うことができます。
 - (※) 特定取組：需要者の指定する品種での取組や不作付地での作付など
 - ・ また、多収性の専用品種での取組の場合には、『出来秋の出荷数量』を、新規需要米等を生産した『ほ場からの全収穫量』とすることができます。

- ② 主食用米等と区分して保管・管理してください。
 - ・ 袋を分けて米粉用米には^①粉、飼料用米には^②飼、加工用米には^③加、と表示してください。
 - ・ 需要者に直接又は需要者団体を通じて販売してください。
 - ⇒ それぞれの用途以外に販売した場合には、改正食糧法に基づき罰則が適用されます。（13ページ参照）



- ③ 新規需要米、加工用米を含め、米、種もみを出荷、販売するときは、その記録を作成し3年間保存してください。

記録事項 品名、産地、数量、年月日、取引先名、米穀の用途 等

- ⇒ 記録の虚偽記載等があった場合には、米トレーサビリティ法に基づき罰則が適用されます。（13ページ参照）

不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、

- ・ 当該取組の認定を取り消すとともに、当面、新規需要米や加工用米の取組を認めない
 - ・ 当年産の経営所得安定対策に係る全ての交付金を返還させる
 - ・ その名称及び違反事実を公表する
- などの措置が講じられます。

※ 備蓄米についても、不適正に主食用に転用した場合は同様の措置が講じられます。

改正食糧法に基づく措置

遵守事項

チェック
☑ 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>
・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則注が適用されます。

不正転用による不当利益防止

改正食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取り扱い

- ① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うなど、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
 - a. 紙袋等の包装に用途を表示
加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示
 - b. 需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

米トレーサビリティ法に基づく措置

記録

チェック
☑ 出荷・販売の伝票を受領（又は納品書を発行）
☑ 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
☑ 用途限定米穀の場合その用途を記録

<罰則>
・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則注が適用されます。

流通ルートの特定

米・種もみ[※]を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※ 米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゆう、みりんなども対象になります。

記録事項

品名、産地、^{※1}数量、年月日、取引先名、米穀の用途^{※2}等

※1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀について、加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)などと、その他用途は、その用途に即して輸出用などと記載

注：50万円以下の罰金

(参考) 米トレーサビリティ法のその他の内容

事業者間[※]における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米を農協や業者等に出荷・販売した場合には、必ず産地を伝票等又は商品の容器・包装への記載により伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、商品の容器・包装等への記載により産地を伝える必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝達

<罰則>
・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。
・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

米トレーサビリティ法についての情報は、右記のホームページをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索

立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。

※ 24年産の「米の所得補償交付金」と同じ枠組み

1,613億円

米の生産数量目標に従って生産（耕作）を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。

（１）交付対象者

米の生産数量目標（面積換算値）に従って、販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

- ※ 販売農家については、水稻共済加入者又は当然加入面積未滿の者等は販売実績がある者
- ※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの

（２）交付対象面積

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定（種子、醸造用玄米は10a控除の対象外）

- ※ 集落営農は、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10a控除

（３）交付単価（全国一律）

1.5万円／10a

- ※ 標準的な生産費は、平成14年産から20年産の米の生産費統計（全国平均）における経営費の全額と家族労働費の8割について中庸5年の平均により算定
- 標準的な販売価格は、平成18年産から20年産の全銘柄平均の相対取引価格の平均から流通経費等を除いて算定

（４）「調整水田等の不作付地の改善計画」の扱い

米の直接支払交付金を受ける方が、調整水田等の不作付地を有している場合は「不作付地の改善計画（3年を目処に解消）」を作成し、市町村の認定を受ける必要があります。ただし、前年度までに市町村の認定を受けた方は、新たに発生した不作付地のみ作成して下さい。

地域農業再生協議会における不作付地の解消に向けた取組とセットで「不作付地の改善計画」の達成を推進します。

- ※ 「不作付地の改善計画」の達成予定年までに作物の作付が行われず、その翌年も作付が行われないことが確実な場合には、当該不作付地は米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。（ただし、①人・農地プラン（地域農業マスタープラン）（34～38ページ参照）において地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたもの、②その他、現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長が認めたものは除きます。）

※ 24年産の「米価変動補填交付金」と同じ枠組み

84億円(24年産)

米の生産数量目標に従って、生産（耕作）を行った販売農家・集落営農に対して、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

(1) 交付対象者

米の直接支払交付金の交付を受けた販売農家、集落営農

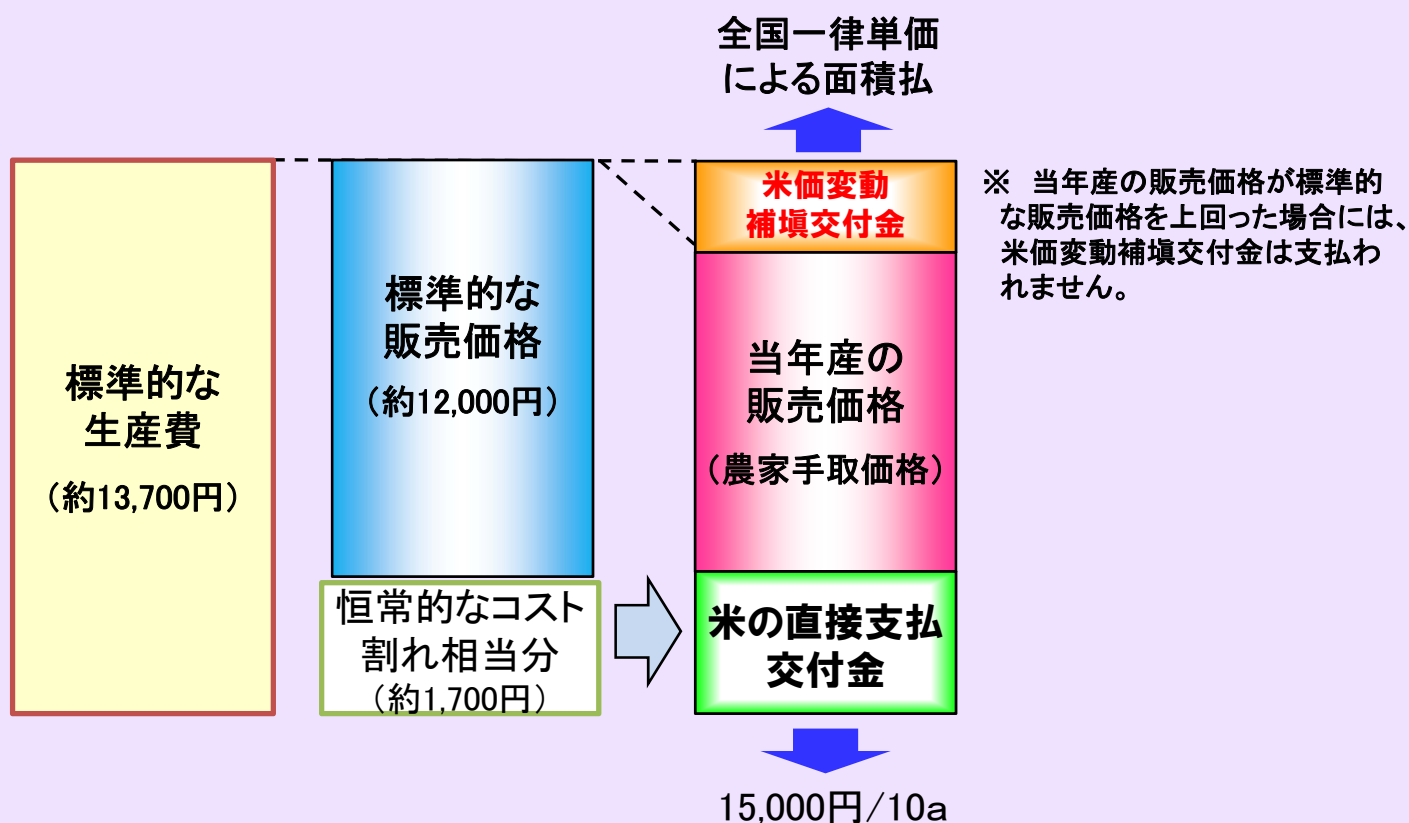
(2) 交付対象面積

米の直接支払交付金の交付を受けた交付対象面積

(3) 交付単価（全国一律）

「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」（平成18年産から20年産までの相対取引価格の平均から流通経費等を控除）を下回った場合に、その差額を基に、10a当たり単価で算定します。

「当年産の販売価格」は、**出来秋から翌年3月までの相対取引価格の平均から直近の流通経費等を控除したもの**を使用することとし、交付金は**翌年の5～6月頃**に支払います。



(参考) 米と戦略作物助成の対象作物における所得比較 (10アール当たりのイメージ)

(単位: 千円/10a)

	販売収入 ①	経営所得安定対策			収入合計 ③=①+②	経営費 ④	所得 ③-④	労働時間 (時間/10a)
		②	うち 畑作物	うち 水田活用				
小麦	10	79	44	35	89	47	42	5
大豆	15	73	38	35	88	45	43	9
米粉用米	25	80	—	80	105	66	39	27
飼料用米	3	80	—	80	83	66	17	27
わら利用の場合	3	93	—	93	96	66	30	27
そば	25	43	23	20	68	27	41	5
なたね	38	52	32	20	90	37	53	8
主食用米 (需給調整参加)	113	15	—	—	128	88	40	27
主食用米 (需給調整非参加)	113	—	—	—	113	88	25	27

注1) 主食用米、小麦、大豆は、平成21年産生産費統計(全階層平均、主産物)を用いて算定

注2) 米粉用米、飼料用米は、取組事例のデータを用いて算定

注3) そば、なたねの経営費は、平成21年産生産費統計(販売収入は平成21年産の実勢価格)を用いて算定

注4) 米粉用米、飼料用米の経営費は、主食用米の機械を活用するため、主食用米の経営費から農機具費及び自動車費の償却費を控除

5 加算措置(再生利用交付金)

※24年産の「再生利用加算」と同じ枠組み

20億円

耕作放棄地を解消して麦、大豆、そば、なたねを作付けする場合に、その作付面積に応じた加算金を最長で5年間交付します。

交付対象

市町村・農業委員会により「耕作放棄地」と整理された農地のうち畑の耕作放棄地及び市町村が認定した「調整水田等の不作付地の改善計画」において、本人に作付けの意思がない農地のうち畑転換するものが対象となります。

交付単価

- ① 平地 : 2.0万円/10a
- ② 条件不利地 : 3.0万円/10a

「条件不利地」は、中山間地域等直接支払制度の集落協定又は個別協定に位置づけられた農地です。

加算金の交付を受け始めて5年以内に対象作物以外の作物に切り替えた場合には、加算による支援は打ち切りになります。

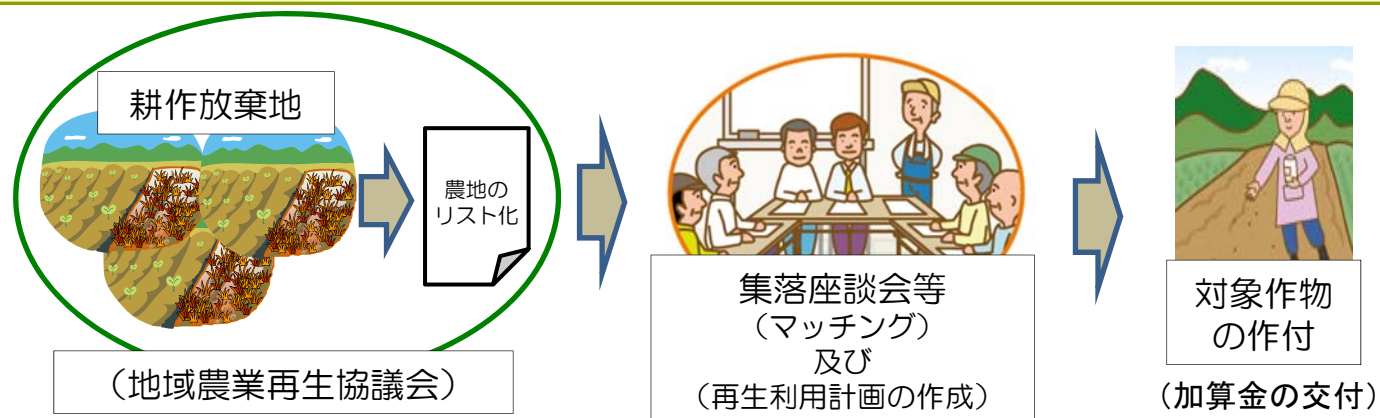
交付対象者

「耕作放棄地の再生利用計画」に掲載された農業者のうち、畑作物の直接支払交付金の交付申請者であって、対象となる農地に「麦、大豆、そば、なたね」を作付けた者が対象となります。

「耕作放棄地の再生利用計画」の作成

地域農業再生協議会は、対象となる農地を取りまとめた「耕作放棄地の再生利用予定リスト」を作成し、そのリストに基づき、農業者とマッチングできた耕作放棄地の情報を取りまとめて、**生産年の6月30日までに「耕作放棄地の再生利用計画」を作成**します。

耕作放棄地の再生利用のイメージ



※ 抜根、障害物除去、整地作業などが必要な農地については、別途「耕作放棄地再生利用対策」で支援します。

6 その他(規模拡大交付金、集落営農の法人化支援等)

(1) 規模拡大交付金

※ 25年産については、「担い手・農地総合対策」の「担い手への農地集積推進事業」の中で実施します。

経営所得安定対策加入者(※)が、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人を通じて、面的集積(連坦化)するために利用権を取得した農地の面積に応じて、利用権を取得した年度に交付金を交付します。

2.0万円/10a

(※) 経営所得安定対策の対象となっていない畑の飼料作物、野菜、果樹等を生産することを目的に面的集積した農地については、本対策の交付申請者が否かに関わらず対象となります。

〔米の生産数量目標に従っていない方が主食用米を生産する目的で集積する農地は交付対象となりません。〕

(注1) 交付を受ける年度の前年度の3月1日から交付を受ける年度の2月末日までに公告が行われた利用権の設定で、存続期間6年以上のものが対象となります。

(注2) 交付対象作物に制限はありません。

(注3) 農振農用地区域内の農地が対象となります。

(注4) 農地利用集積円滑化団体は、市町村段階に設置されている、農地の面的集積を進めるための農地の仲介組織のことです。

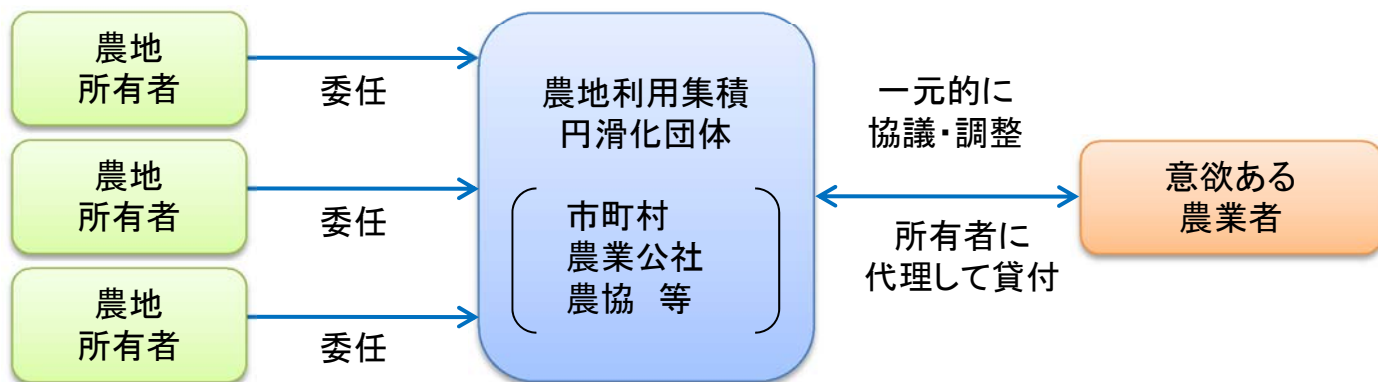
(注5) 農地保有合理化法人は、都道府県段階に設置されている、農地保有合理化事業を行うことができる都道府県農業公社等のことです。

申請手続き

規模拡大交付金については、経営所得安定対策の交付申請とは別に「規模拡大交付金交付申請書」を作成し、平成26年2月末日までに地域農業再生協議会に提出してください。

農地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化事業とは、各市町村に設立された農地利用集積円滑化団体が農地の所有者から貸付け等の委任を受け、農地を面的にまとめて意欲ある農業者に貸付け等を行うものです。

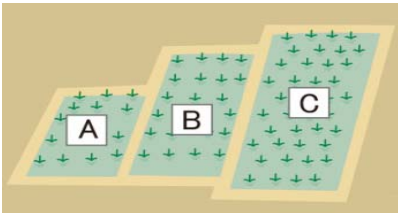

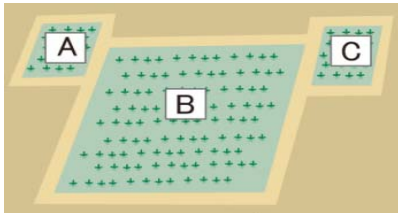
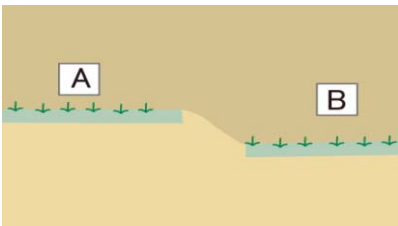



※ 規模拡大・面的集積を希望する農業者の方は、多数の農地所有者と交渉しなくても、農地利用集積円滑化団体と協議することで、規模拡大・面的集積を実現できます。

規模拡大交付金における面的集積とは

同一の農業者によって経営（農作業受託は除く）される2筆以上の農地がまとまりを構成しているものをいいます。また、1筆であっても1ha以上の面積を有する農地については、面的集積していることとします。

2筆以上の農地がまとまりを構成しているとは、一連の農作業を継続するのに支障がないものとして、以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①  2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの
- ②  2筆以上の農地が農道又は水路等を挟んで接続しているもの
- ③  2筆以上の農地が各々一隅で接続し、農作業の継続に大きな支障のないもの
- ④  段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの
- ⑤  2筆以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの
- ※ 既経営農地から離れていても、新たに利用権を設定する農地が2筆以上のまとまりをもって構成されている場合は対象となります。

上記のほか、地域農業再生協議会が一連の農作業を継続するのに適当と認めるものは面的集積とみなされます。

例えば、

- ① 同じ進入路に面した2筆の農地の間に、1筆の農地が存在しているもの
- ② 2筆の農地の進入路の間の距離が、どちらかの農地の一辺の長さ以下、もしくはおおむね100m（標準ほ場の一辺）以下のもの
- ③ 農道及び用排水路により囲まれた区域内に存在する2筆以上の農地 など

人・農地プランに中心経営体と位置づけられた場合の面的集積要件の緩和

人・農地プラン（地域農業マスタープラン）において地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、2筆以上の農地のまとまりがなくても、規模拡大交付金の対象となります。

(2) 集落営農の法人化支援

※ 25年産については「担い手・農地総合対策」の中で実施します。

集落営農を持続性のある経営体へ育成する取組を進めるため、**集落営農が法人化した**場合に助成します。

助成単価

定額40万円

交付対象

平成23年度以降に法人化した集落営農が対象です。

※ 集落営農を経ずに設立された法人については、設立後も集落等を単位とした農地の受け手として活動していくことが確実と見込まれる場合は、交付対象となります。

申請手続

「集落営農の法人化支援交付金交付申請書」に、法人設立登記事項証明書、定款の写し、構成員名簿を添付し、地域農業再生協議会に提出してください。助成金は地域農業再生協議会から支払われます。

(3) 集落営農等の代表者、経理担当者等の育成

※ 25年産については「担い手・農地総合対策」の中で実施します。

地域農業の持続的な発展のため、将来に向けて持続性のある経営体を育成するため、集落営農や地域の中心となる経営体の代表者等に位置づけられている方を対象として行う研修等の取組を支援します。

研修等の
対象者

基本的には、人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体の代表者等に位置づけられた方が対象です。

※ このほか、市町村等が人・農地プランの取組状況等を確認し、的確なフォローアップを行うための取組を支援します。

一定の要件を満たす農業者を対象として、収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填します。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、「認定農業者」又は「一定の要件を満たす集落営農」で一定の経営規模(面積又は所得)を有することが要件です。なお、経営規模の要件については、**地域の実態に即した様々な特例・特認も準備**されています。

認定農業者



一定の経営規模

〔 都府県: 4ha以上
北海道: 10ha以上 〕

集落営農



一定の経営規模

〔 20ha以上 〕

〔5つの取組を行う集落営農が対象〕

農用地の利用集積目標の設定

規約の作成

共同販売経理

法人化計画の作成

主たる従事者の所得目標の設定

- ※1 上記のほか、遊休農地がないこと、環境と調和のとれた農業生産を実施していることが要件となります。
- ※2 経営規模として算入できる面積は、①農地基本台帳上の現況地目が「田」と「畑」の合計です。(樹園地、採草放牧地は除きます。)また、②「権原」(所有権、賃借権等)を持っている面積のほか、基幹作業を行う等の条件を満たす「受託面積」も算入できます。
- ※3 対象者要件についての詳細は最寄りの農政局又は地域センターへお問い合わせください。

(2) 交付対象数量

(1) 米

生産数量目標の範囲内で、農産物検査3等以上のもの(種子は除く)で、主食用として収穫年の翌年の3月31日までに

- ① J Aや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したもの
- ② 農業者又は農業者から委託を受けた者(J Aや集荷業者以外)が、消費者等に販売することとしたものが対象です。

(2) 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

数量払の交付対象数量となったものです。

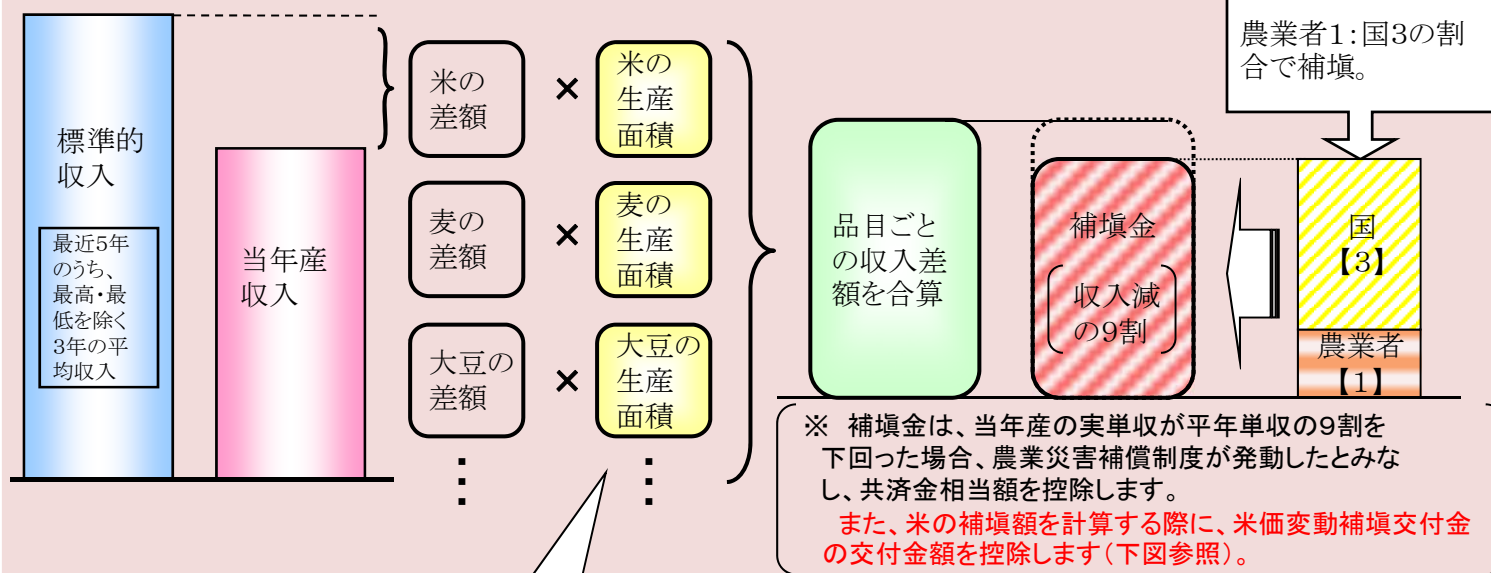
- ※1 米については、生産数量目標の範囲内で生産することが必要です。
- ※2 ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。
- ※3 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは対象が北海道のみとなります。

(3) 補填額

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補填します。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍の額が上限です。

交付金は、翌年の5～6月頃、米価変動補填交付金の交付後に支払います。

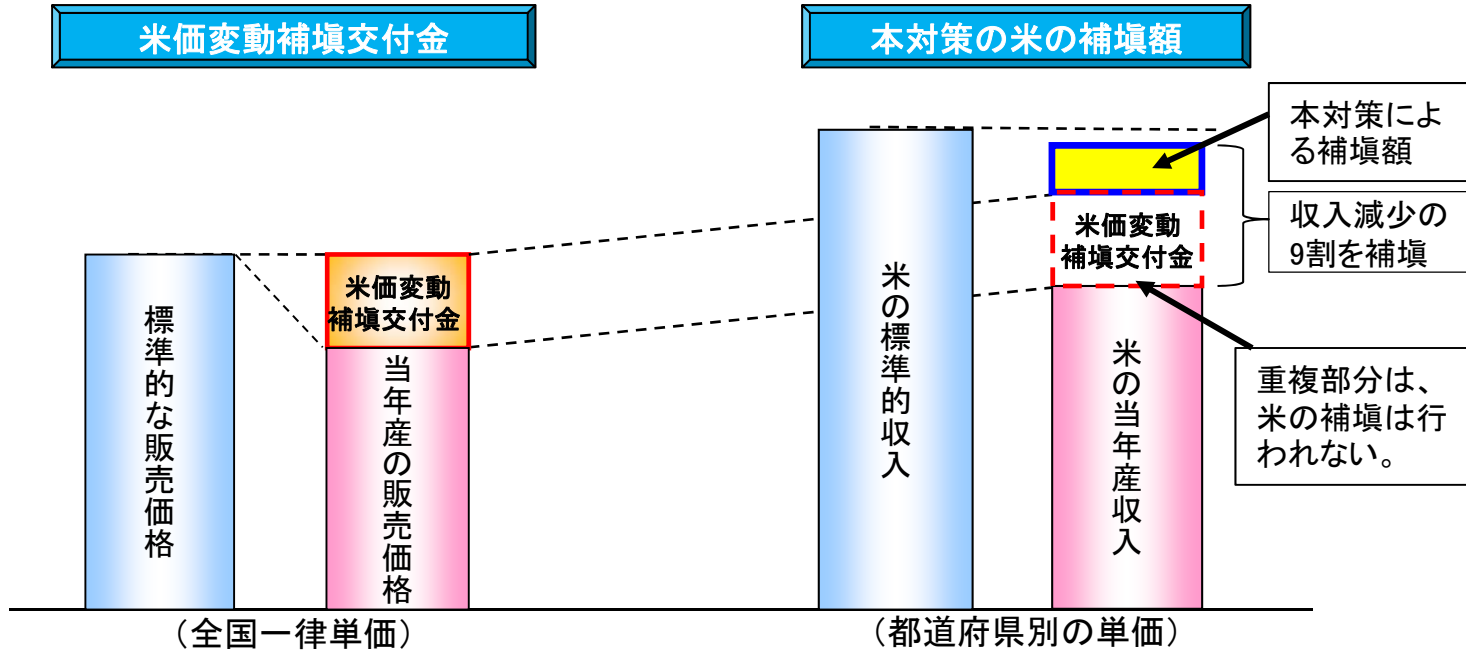
〔都道府県等ごとに算定〕



当年産の交付対象数量（農業者ごと） ÷ 当年産の実単収（都道府県等ごと）

米価変動補填交付金との調整措置について

米価変動補填交付金の支払が行われ、収入減少影響緩和対策においても米について補填が行われる場合には、両制度の補填内容が重複しないよう、本対策における米の補填額を計算する際に、米価変動補填交付金の交付金額を控除することになります。



交付申請に関する誓約事項・個人情報の取扱いの確認

- ・ 交付申請を行う方は、立入調査、交付金の返還に関する事項を記載した「経営所得安定対策交付金の交付申請に関する誓約事項」を確認していただいた上で、交付申請書を作成してください。
- ・ また、「個人情報の取扱い」についても確認していただき、交付申請書の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。これにより申請書等の内容を皆様にご確認していただく手間が減ります。

様式第1号別紙

経営所得安定対策交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策の交付金に関する報告や立入調査について、地域センター等から求められた場合には、それに応じます。
- 2 **出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を5年間保管し**、地域センター等からの求めがあった場合には、提出します。
- 3 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
 - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合
 - (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合
 - (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**（水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成及び二毛作助成の対象となるもの）について、必要な**出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていない**ことが判明した場合
 - (4) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない**（捨てづくり）ことや、**正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていない**ことが判明した場合
 - (5) **必要書類が保管されておらず**、要件を満たすことが確認できない場合や**提出を拒む**場合
 - (6) **再生利用交付金の受領後**、特別な事情がないのに、5年以内に対象農地を**再び不作付地に戻した**場合
 - (7) **地域センター等による立入調査に応じない**場合

様式第1号別添

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策交付金の交付に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容を申請者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター及び内閣府沖積総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注1)	農業災害補償制度、耕作放棄地再生利用対策、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、環境保全型農業直接支援対策、人・農地問題解決推進事業、担い手への農地集積推進事業、地域農業経営再開復興支援事業、砂糖及びびん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担軽減支援対策事業、土地改良負担金償還特別緊急支援対策事業、国産粗飼料増産対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業 等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、販売先又は販売の委託先、農業共済組合連合会、農業共済組合等、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体、独立行政法人農畜産業振興機構、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等



誓約事項と個人情報の取扱いをよく読んでください

交付申請書の記載例

様式第1号

経営所得安定対策交付金交付申請書

24年産の農業者戸別所得補償制度と基本的に同じ枠組みです。

農林水産大臣 殿

経営所得安定対策交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

25 年産

継続 新規

昨年も対策を申請していた方は「継続」、今年から申請される方は「新規」に○印付けて付けてください。

申請年月日を記入してください。

氏名、住所を記入して押印してください（認印でも構いません）。氏名、住所などが印字されている方は、内容を確認してください。訂正が必要な場合は訂正してください。

申請する交付金には「する」に、しない交付金には「しない」に○印を付けてください。

交付金を申請する交付対象作物には「ある」に、しない作物には「ない」に○印を付けてください。共済の加入がある作物には「ある」に、ない作物には「ない」に○印を付けてください。

該当する欄に○印を付けてください

フリガナ		ノリノ 知乃		申請印	性別	生年月日	
氏名又は法人・組織名		農林 太郎			男	年	月 日
フリガナ				経営形態 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農 (構成員 人) <input type="checkbox"/> 法人			
代表者氏名 (法人・組織のみ)							
住所		(〒 123-4567)		東京都千代田区霞が関1-2-1			
電話	012 - 345 - 6789	FAX	012 - 345 - 6789	農業共済資格団体の適合			
E-mail	@			ある	ない		

※「水田・畑作経営所得安定対策」の要件を満たして加入されていた方は、「水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書」(様式第6号)を必ず添付してください。

交付申請内容 (該当する欄に○を付けてください)

米の直接支払交付金の申請	畑作物の直接支払交付金の申請				水田活用の直接支払交付金の申請		加算措置の申請	
	数量払	営農継続支払					再生利用交付金	
する <input type="radio"/> しない <input type="radio"/>	する <input type="radio"/> しない <input type="radio"/>	する <input type="radio"/> しない <input type="radio"/>	する <input type="radio"/> しない <input type="radio"/>	する <input type="radio"/> しない <input type="radio"/>	する <input type="radio"/> しない <input type="radio"/>	する <input type="radio"/> しない <input type="radio"/>	する <input type="radio"/> しない <input type="radio"/>	

交付対象作物の確認 (該当する欄に○を付けてください)

交付対象作物	交付対象の有無 (生産・販売の有無)		共済への加入		交付対象作物	交付対象の有無 (生産・販売の有無)		共済への加入	
主食用米	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	飼料用米	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>
小麦	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	米粉用米	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>
二条大麦	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	WCS用稲	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>		
六条大麦	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	加工用米	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>
はだか麦	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	飼料作物	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>		
大豆	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	そば	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>
てん菜	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	なたね	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>		
でん粉原料用馬鈴薯	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>	産地資金の地域振興作物	ある <input type="radio"/>	ない <input type="radio"/>		

※「水田活用の直接支払交付金」の交付を受けるには、出荷・販売状況が分かる書類の提出が必要となりますので、出荷販売契約書の写し、販売伝票の写し等を保存しておいてください。

各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください)

調整水田等の不作付地の改善計画		登録済の振込口座		「個人情報の取扱い」に記載された内容について	環境保全型農業直接支払の申請	
市町村への申請状況	担当者記入欄 (市町村の認定状況)	変更なし <input type="radio"/>	変更あり (新規) <input type="radio"/>		同意する <input type="radio"/>	予定あり <input type="radio"/>
ある <input type="radio"/> ない <input type="radio"/>	済 <input type="radio"/> 未済 <input type="radio"/>					

交付申請者管理コード

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード
A 1 2 3 4 5 6 7 8 9

【地域協議会等】
【地域センター等】



123456789012345678

農林 太郎

営農計画書の記載例

様式第2号

〇〇地域センター長 殿
 〇〇農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

〔 地域農業再生協議会長経由 〕

平成 年産における経営所得増進対策の交付金に係る対象作物の作付面積を申告します

印字されている氏名、住所などを確認いただき、押印してください（認印でも構いません）。訂正が必要な場合は訂正してください。

作成者	フリガナ 氏名又は法人、組織名 農林 太郎	フリガナ 代表者氏名(法人、組織のみ)
住所	(〒123 - 4567) 東京都千代田区霞が	電話 012(345)6789
経営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農(構成員) <input type="checkbox"/> 法人	

【耕畜連携助成】
 耕畜連携助成に取り組む場合は、その取組の種類（1 わら利用、2 水田放牧、3 資源循環）を記入してください。

【交付対象農地区分】
 米及び水田活用の直接支払交付金の対象農地について、交付対象は「1」、交付対象でない農地は「2」です。地域農業再生協議会に確認の上、記入してください。

【作期】
 二毛作の場合は「2」となります。例えば、大豆を基幹作物とし、小麦を二毛作とするときは、大豆の作期を「1」、小麦の作期を「2」と記入してください。

農地の番号	地名・地番、大字、字、集落地番	交付対象農地区分	作期	面積(本地面積)	作物作付面積	作物名(注2)	耕畜連携助成		再生利用交付金	
							自家消費該当	取組の種類(注3)	開始年度	区分
0001	001 上野1	1	1	100.18	100.18	主食用水稲				
0002	004 上野2	1	1	59.82	59.82	主食用水稲(種子生産ほ場)				
0003	001 上野3	1	1	45.34	45.34	醸造用玄米				
0004	001 上野4	1	1	21.07	21.07	飼料用米		1		
0005	001 上野5	1	1	10.04	10.04	自己保安全管理				
0006	001 上野6	1	1	16.74	16.74	大豆				
0006	001 上野6	1	2	16.74	16.74	小麦				
0007	001 上野7	2	1	28.22	28.22	小麦				
0008	004 上野8	1	1	29.84	29.84	小麦(種子用)		2		
0009	001 中野1	1	1	37.28	37.28	飼料作物				
0010	001 中野2	1	1	30.44	30.44	そば				
0011	001 中野3	2	1	19.85	19.85	なたね			H23	1
0012	001 中野4	1	1	22.18	22.18	ブルーベリー				
0013	001 下町1	1	1	1.94	1.94	ホウレンソウ				
0013	001 下町1	1	1	56	56	白菜		0		
0014	001 下町2	2	1	10.64	10.64	調整水田				

【自家消費該当】
 出荷・販売を一切行っていない場合は、○を記入してください。

【再生利用交付金】
 再生利用交付金に取り組む場合は、開始年度と区分（1平地、2条件不利地）を記入してください。

ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください。（記入されている場合は内容を確認していただき、訂正が必要な場合は訂正してください。）

米及び畑作物の直接支払交付金を受ける方は、対象作物ごとに生産数量目標を必ず記入してください。



【主食用水稲の生産数量目標】
主食用水稲は、生産調整方針作成者等から通知された「生産数量目標」、「単収」、「作付面積（換算値）」を記入してください。
「単収」が通知されていない場合は、認定方針作成者等に確認の上、記入してください。

25 年産

経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書

申請年月日 平成25年 月 日

対象作物	生産数量目標等(農業者等調整後)記入欄			
	生産数量目標(kg)	単収(kg/10a)	作付面積(換算値)(㎡)	設定確認欄
主食用水稲	8,500	500	1,700	㎡
麦	小麦	1,800	4,496	㎡
	二条大麦			㎡
	六条大麦			㎡
	はだか麦			㎡
大豆	300		1,674	㎡
そば	180		3,044	㎡
なたね	300		1,985	㎡

対象作物	生産数量目標等(農業者等調整後)記入欄			
	生産数量目標(kg)	単収(kg/10a)	作付面積(換算値)(㎡)	設定確認欄
てん菜				㎡
てん菜				㎡

【麦・大豆等の生産数量目標】
麦・大豆等は実需者との播種前契約数量など、生産の前提となっている数量を記入してください。また、実際の作付面積(予定を含む)を記入してください。

農業共済加入状況(含加入予定)記入欄					
※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入					
農作物共済			畑作物共済		
水稲	麦	大豆	そば	てん菜	てん菜特用ばれいしよ
○	○	○			

新規需要米・加工用米・備蓄米記入欄			担当者記入欄		
区分	出荷・販売契約数量	生産予定面積	作深調整後の出荷・販売契約数量	出荷・販売数量	備考
WCS用稲		a			㎡
米粉用米		kg			㎡
飼料用米	1,300	kg			㎡
その他		kg			㎡
加工用米④	1,020	kg			㎡
備蓄米⑤	780	kg			㎡
合計					㎡

新規需要米、加工用米等に取り組む方は記入してください。

地権者(権原を有する者)	改善計画の達成予定年	植栽造成年月	転換畑該当年月	新規開田年月	備考
住所地・氏名					

【不作付地の改善計画】
「調整水田等の不作付地の改善計画書」に記載している「達成予定年」を記入してください。

H27	不作付地の改善計画提出
H15.9	
虎ノ門777・田畑次郎	
H23	不作付地の改善計画提出
H19.2	
H25	不作付地の改善計画提出
H16.4	不作付地の改善計画提出

【植栽造成年月】
果樹等の植栽造成年月を記入してください。

【転換畑該当年月】
畑に転換した年月を記入してください。

<地域農業再生協議会担当者記入欄>

米の直接支払交付金関係

米の生産数量目標(作付面積換算値)の達成状況

生産数量目標(作付面積換算値)(A)	水稲作付面積①	新規需要米等の面積計②=③+④+⑤	主食用水稲作付面積(B)=①-②	差し引き面積(A)-(B)	判定
	㎡	㎡	㎡	㎡	
	㎡	㎡	㎡	㎡	

【不作付地の改善計画】
「調整水田等の不作付地の改善計画書」を提出している農地については、備考欄にその旨記入してください。

水稲共済実合基礎面積

水田活用の直接支払交付金関係(水田活用の直接支払交付金の対象農地のみ該当)

麦		大豆		飼料作物(除くWCS用稲)		そば		なたね		加工用米	
基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

WCS用稲

米粉用米		飼料用米		備蓄米(産地資金)	
基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作	基幹作物	二毛作
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

(耕畜連携助成)

わら利用	水田放牧	資源循環	再生利用交付金
㎡	㎡	㎡	㎡

(再生利用交付金)

平地	条件不利地
㎡	㎡

【新規開田年月】
新規開田地に該当する場合は、開田した年月を記入してください。

営農計画書の記入上の主な留意事項

① 生産数量目標の記入

- ・ 米及び畑作物の直接支払交付金を受けるためには、米及び畑作物の生産数量目標を設定し、それに従って生産を行う必要があります。
- ・ 営農計画書の「生産数量目標等」の欄に、対象作物ごとの生産数量目標を記入してください。

米の生産数量目標

米については、平成24年産米と同様、生産調整方針作成者又は地域農業再生協議会（市町村、JA等）から通知されたものが生産数量目標となります。

ブロックローテーション等にに合わせて、地域の農業者間で調整することができますので、調整を希望する方は、地域農業再生協議会（市町村、JA等）にご相談ください。
交付金の支払の前提となる作付面積の確認作業を円滑に進めるため、生産数量目標の調整は、6月15日までに終えて、農業者ごとに生産数量目標を確定する必要があります。

畑作物の生産数量目標

畑作物については、麦は播種前契約数量、大豆は出荷・販売契約数量など生産の前提となる数量を生産数量目標として設定します。**なお、生産数量目標は、実際の作付面積（予定を含む）を踏まえて設定してください。**詳しくは、最寄りの地域センター又は地域農業再生協議会へお尋ねください。

② 農地の利用計画の記入

- ・ ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください。
- ・ 耕畜連携に取り組む場合には、（①わら利用、②水田放牧、③資源循環）を記入してください。
- ・ 再生利用交付金に取り組む場合も、その取り組みを行うほ場を特定するため必要事項を記入してください。

③ 新規需要米、加工用米、備蓄米の記入

新規需要米等に取り組む場合は、事前に地域センターに取組計画を提出し認定を受ける必要があります。

(2) 交付金の交付に当たって確認する書類

① 販売農家の確認書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる書類（当年産の出荷・販売伝票の写し等）の提出が必要です。なお、米の直接支払交付金については、当年産の水稲共済細目書異動申告票を共済組合等に提出していれば、出荷・販売状況が分かる書類の提出を省略することができます。

② 集落営農の確認書類

集落営農の場合は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類（通帳の写し等）、総会資料（決算書類など）の提出が必要です。

(注) 交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化するなどの場合には、交付金の交付を受けるための手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、最寄りの地域センター等にお問い合わせください。

<留意事項>

水田・畑作経営所得安定対策の要件を満たして加入されていた方



「水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書」を提出していただきますので、上記 ②の書類の提出は省略できます。

初めて経営所得安定対策の交付金を申請する方やこれまでの交付金の振込口座を変更される方



「経営所得安定対策交付金振込口座届出書」を提出してください。また、初めての方は交付申請書の左肩の「新規」に○印を付けてください。

ブロックローテーションなど、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある場合



「口座名義人に対する委任状」を提出してください。（ただし、既に提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。）

収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書の記載例

様式第6号

水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書

農林水産大臣 殿

※ 水田・畑作経営所得安定対策の要件を満たして加入していた農業者であって畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を希望する場合は、必ず提出してください。

平成 年産について、下記のとおりであることを申し出ます。

なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律88号)第2条第2項第3号に規定する農地(遊休農地)がないことを誓約します。

印字されている氏名、住所などを確認いただき、押印してください(認印でも構いません)。訂正が必要な場合は訂正してください。

申出年月日	年 月 日	
申出者欄	フリガナ	印
	氏名又は法人・組織名	
	フリガナ	住所 (〒 -)
	代表者氏名(法人・組織のみ)	

(担当者記入欄)

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード	交付申請者管理コード

経営形態	<input type="checkbox"/> 認定農業者(個人) <input type="checkbox"/> 認定農業者(法人) <input type="checkbox"/> 特定農業団体 <input type="checkbox"/> 特定農業団体以外の集落営農組織	経営面積	田と畑の合計	特例・特認の適用	<input type="checkbox"/> 地域の農地が少ない場合の特例(物理的制約に応じた特例) <input type="checkbox"/> 地域の生産調整面積の過半を耕作している集落営農組織の特例(生産調整組織に関する特例) <input type="checkbox"/> 基本構想の目標農業所得の2分の1以上の農業所得を確保している場合の特例(所得に応じた特例) <input type="checkbox"/> 市町村特認を受けている <input type="checkbox"/> 特例・特認は適用していない。
	㎡				
本年チェック欄	平成 年産について、上記について				
	<input type="checkbox"/> 変更ない <input type="checkbox"/> 変更ある(変更がある場合は、変更部分を赤字で修正してください)				

昨年申請された経営形態、経営面積、特例・特認の状況が記載されています。変更がない場合は「変更なし」、ある場合は「変更あり」に☑チェックし、変更部分を赤字で修正してください。

※ 経営面積については、規模要件を下回らない範囲の変更の場合は、「変更なし」としてください。

集落営農組織における要件の確認

特定農業団体以外の集落営農組織のみ記載

法人化等計画書に沿って、法人化への取組みを進めている
 農用地利用集積目標の達成に向けて、取組みを進めている

環境と調和に関する要件の確認

環境と調和のとれた農業生産の実施状況

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が

実行できている 実行できていない

確認事項に☑チェックしてください。

収入減少影響緩和対策(収入減少補填)

加入する 加入しない (加入する場合は、以下に記入してください)

平成 年産収入減少影響緩和交付金(収入減少補填)について、積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

積立金の積立コースを記載してください。(該当するものにレ印を記入)
 なお、今回は意向の確認であり積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定
 20%の減収に対応した積立金を納付予定

「加入する」に☑チェックし、本年に生産を予定している品目について、その作付面積を記入してください。また、本年の積立コースの意向に☑チェックしてください。

(注意事項)

- 対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。
- 収入減少影響緩和交付金の交付に当たり、米穀の生産数量目標に即した生産を行った者が確認できなかった場合、米穀について補填が行われません。
- 米価変動補填交付金が交付される場合は、当該交付金の額を収入減少影響緩和交付金の補填額から控除します。

(1) 交付金に関するスケジュール (予定)

	平成24年		平成25年												平成26年											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月						
生産数量目標の設定	25年産米の全国・県別の生産数量目標の決定	市町村別の米の生産数量目標の通知	農業者別の米の生産数量目標			都道府県・地域・農業者間調整	農業者別の米の生産数量目標確定(→6/15)			畑作物の目標設定の確認		米の目標設定の確認														
申請手続 交付金の交付	直接支払交付金加入者																									
	収入減少影響緩和対策加入者																									
交付申請書、営農計画書等の受付						対象作物の作付確認、数量払の数量確認																				
						加入申請・積立申出			積立金の納付			営農継続支払の交付			数量払の交付			水田活用の直接支払交付金の交付								
												米の直接支払交付金の交付			米価変動補填交付金の交付											
												交付申請			収入減少影響緩和対策交付金の交付											

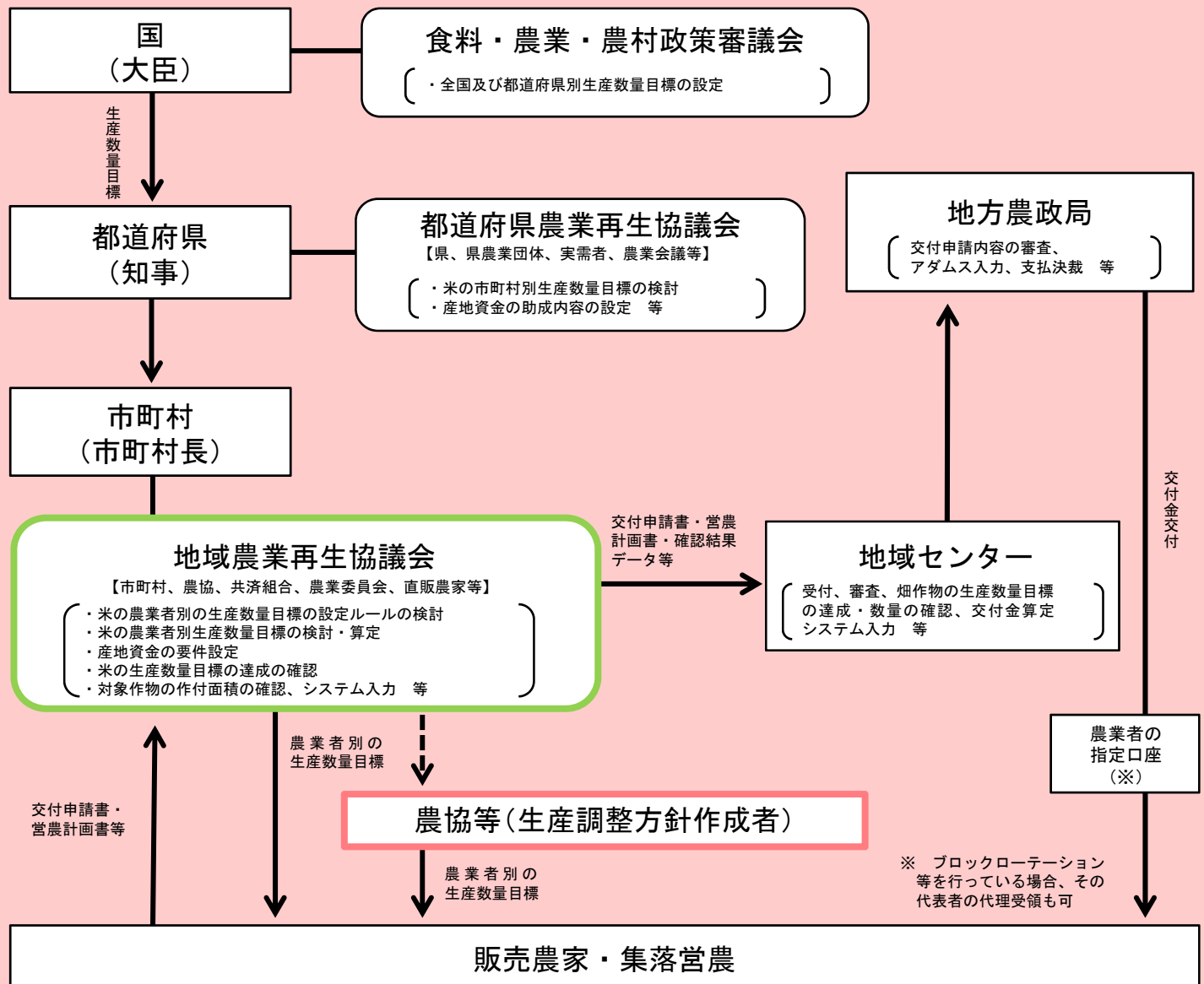
(2) 交付申請書・営農計画書の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書（生産数量目標の設定ルールに適合した対象作物ごとの生産数量目標、ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入）を作成し、生産年の7月1日までに、地域センター又は地域農業再生協議会に提出してください。

(3) 交付金の交付時期 (予定)

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ① 畑作物の直接支払交付金 | |
| ア 営農継続支払 | : 生産年 8月 ~ 9月頃 |
| イ 数量払 うち 麦、そば、なたね | : 生産年 11月 ~ 12月頃 |
| うち 大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ | : 生産年翌年 1月 ~ 3月頃 |
| ② 水田活用の直接支払交付金 | : 生産年 8月 ~ 3月頃 |
| ③ 米の直接支払交付金 | : 生産年 11月 ~ 1月頃 |
| ④ 米価変動補填交付金 | : 生産年翌年 5月 ~ 6月頃 |
| ⑤ 収入減少影響緩和対策 | : 生産年翌年 5月 ~ 6月頃 |
| ⑥ 再生利用交付金 | : 生産年 10月 ~ 3月頃 |

経営所得安定対策は、国が申請者に直接交付金を交付する仕組みですが、交付金の申請手続・支払事務等が円滑に進められるよう、都道府県・市町村等地域段階において設置されている農業再生協議会と連携・協力した推進体制を構築し実施します。



(参考) 農業再生協議会

経営所得安定対策では、米だけではなく、麦、大豆等の畑作物も含めた生産数量目標の検討、生産振興等が必要です。

このため、各地域で農業再生協議会を設立し、戦略作物助成の対象作物の生産振興をはじめ、その作物を生産する担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、関係者が一丸となって地域農業の方向付けを行っていけるよう、行政と農業団体等が協力して推進する体制を整備しています。

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地・農業用機械等の取得）を図る取組を支援します。

（特例措置の内容）

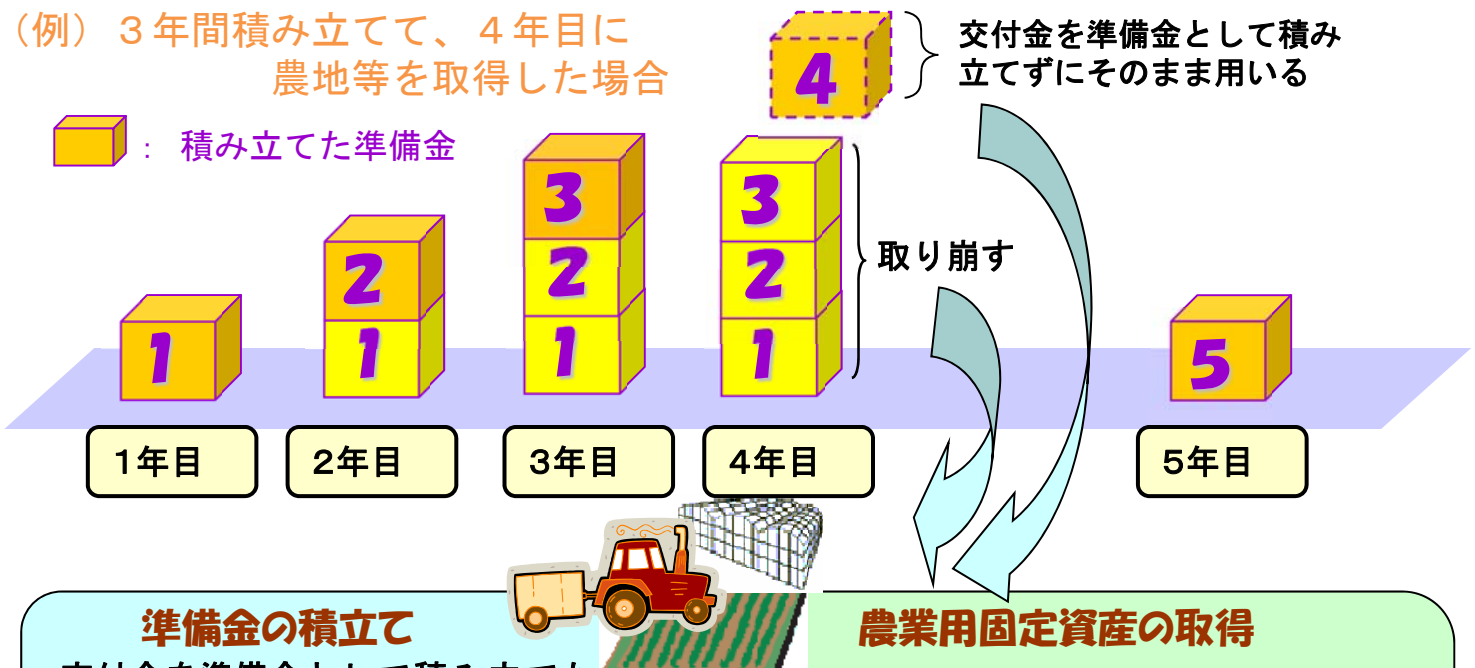
- 農業者が、経営所得安定対策などの交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳 ※1 できます。

注）この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳 ※2 し、青色申告により確定申告（初年は税務署に事前に届出）をする必要があります。

※1 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

（例）3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

（積み立てない交付金は、課税対象）

農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

交付金を投資に振り向け、経営発展！

注：積み立てた翌年（度）から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額（益金）に算入され、課税対象となります。ただし、算入された年（度）内に対象固定資産を取得すれば、必要経費（損金）に算入できます。（H19年に積み立てた準備金は、H25年に5年を経過し、H25年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。このため、当該準備金を必要経費に算入するには、H25年末までに、農業経営改善計画に基づき、農用地や農業用機械等を取得する必要があります。）

Ⅱ 「人と農地の問題」の解決に向けた取組

- ◇ 我が国の農業・農村は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」があり、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。
- ◇ それぞれの地域で将来について考え、プランを作り、実行していくことによって「人と農地の問題」を解決していくことが大切です。
- ◇ 「人と農地の問題」の解決は、**農業政策の基礎中の基礎**であり、農林水産省としては、「人・農地プラン」を柱として関連施策を強化し、**長期にわたって継続的に実施**していきます。
- ◇ 1年経てば、農業者の方も1歳年をとるなど、地域の農業をめぐる状況も変わっていきます。すでに「人・農地プラン」を作成した地域においても、**定期的または随時の話し合いを積み重ね、より良い人・農地プランの作成に向けて、見直しを進めましょう。**
- ◇ プランの作成や就農者の増加、農地の集積に対して様々な支援が受けられます。

人・農地プランの策定

- ◇ 地域での話し合いを通じ、人と農地の問題を抱えるすべての市町村、集落等で**人・農地プラン**を策定

新規就農の増大

- ◇ 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための給付金の給付等
- <当面の施策等>
 - **就農前後の青年就農者に対する給付金の給付、法人雇用就農の促進**、就農希望者や経営発展を目指す農業者への**農業経営者教育の強化**
- ➡ 青年新規就農者を倍増(毎年約2万人)

農地集積の推進

- ◇ 認定農業者等の地域の中心となる経営体への農地の利用集積を促進し、「平成の農地改革」を強力に推進
- <当面の施策等>
 - 今後の地域の中心となる経営体への**農地集積**や分散した**農地の連坦化**に協力する者への**協力金の交付**、農地の受け手に対する**規模拡大交付金の交付**
- ➡ 効率的・安定的な農業経営が大宗(約8割)を占めるような担い手への農地集積を推進

1 人・農地プランの策定

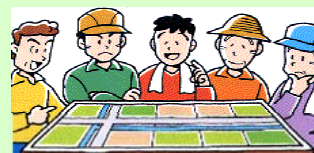
「人と農地の問題」の解決に向けて、地域の将来に向けたプランを作り、実行する取組に対して様々な支援が受けられます。

(1) 人・農地プランとは

人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。集落・地域における話し合いによって、

- ◎ 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生產品目、経営の複合化、6次産業化）

などを決めていただきます。



(2) 人・農地プランのメリット

人・農地プランに位置づけられると、様々なメリットがあります。

- ◎ 青年就農給付金（経営開始型）
※ 準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金（中心となる経営体に農地を提供する方）
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化（認定農業者）
- ◎ 経営体育成支援事業
(適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方)

といった支援を受けることができます。

〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、地域的なまとまりを持つ農業集落や地域をエリアとすることを基本としますが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加してください。



〈市町村による検討会の開催〉

- 市町村は、話し合いを受けて人・農地プランの原案を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催します。
- ※ **検討会のメンバーの概ね3割は女性としてください**
- 検討会の審査の結果適当と判断されたものは、市町村が人・農地プランとして正式決定します。

(3) 人・農地プランの見直し

人・農地プランは、随時、見直すことができます。最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。必要な部分から始めて、順次拡大していくことで構いません。一旦プランを決めても、

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、(2)のメリットを受けられます。



2 新規就農者への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに人を雇いたいと考えている皆さんを支援します。

自ら独立して農業を開始する方

青年就農給付金（経営開始型）

**農業を始めて間もない時期に
給付金を給付します。**

**[給付額] 150万円／年
（最長5年間）**

農業を始めてから経営が安定するまで
の方で、以下の要件を全て満たす方
(※1, 2)

- ① 原則として45歳未満で独立・自営
就農する方
- ② 就農する市町村の「人・農地プラン」
に位置づけられている方
(見込みも可)
- ③ 就農後の総所得（本給付金以外）が
250万円未満の方

- ※1：農家子弟の方でも、
ア 親とは別に独立した経営をする場合
イ 親の経営から独立した部門を立ち上げ
て経営する場合
ウ 親元に就農してから5年以内に親から
経営を継承する場合
は給付対象となります。
- ※2：青年就農給付金（準備型）の受給を要件とは
していません。

農業法人等へ就職する方

農の雇用事業

**農業法人等の人材育成を
支援します。**

- 農業法人等が新規就農者を雇用し
て、栽培技術や経営ノウハウなどの研
修を実施する場合に、研修に要する
経費を助成します。
- 農業法人等がその職員や後継者を、
次世代の経営者として育成するために、
先進法人・他産業へ研修派遣する経費
を助成します。 **NEW!**

[助成額]

**最大120万円／年／人
（最長2年間）**

- ※ 「人・農地プラン」に位置づけられて
いない方も対象となります。



青年就農給付金（準備型）

農業技術の研修中に給付金を給付します。

[給付額] 150万円／年（最長2年間）

道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修
を受ける方で、以下の要件を全て満たす方

- ① 原則として就農予定時の年齢が45歳未満の方
- ② 都道府県が認める研修機関等で概ね1年以上研修する方
- ③ 研修終了後1年以内に就農する方
- ④ 自ら農業経営又は農業法人に雇用されて就農する方

- ※ 「人・農地プラン」に位置づけられている必要はありません。

3 農地集積への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農地の集積を進めようとする皆さんを支援します。

(1) 出し手に対する支援（農地集積協力金）

農地を出すこと(利用権設定又は農作業委託)への踏み切りを支援します。

集落・地域における徹底した話し合いにより、市町村が集落・地域ごとの「人・農地プラン」を作成

① 経営転換協力金

[貸付等を行う面積]	[交付単価](※)
0.5ha以下	: 30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下	: 50万円/戸
2.0ha超	: 70万円/戸

※市町村への交付単価です。

[交付対象者]

土地利用型農業からの経営転換などをきっかけに「人・農地プラン」に位置づけられる中心経営体への農地集積に協力していただく

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ③ リタイアする農業者
- ④ 農地の相続人

➤ 交付対象者は販売農家とします。

➤ 交付対象農地は、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人へ10年以上の白紙委任を行った自作地です。

➤ 25年度から土地利用型作物に加え、樹園地、野菜畑等(土地利用型農業以外)の円滑な経営継承を交付対象に追加します。 **NEW!**

② 分散錯圃解消協力金

[交付単価](※)
5千円/10a

※市町村への交付単価です。

[交付対象者]

「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体の農地の連坦化に協力していただく

- ① 中心経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者
- ② 中心経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

(2) 受け手に対する支援（規模拡大交付金）

安定した土地利用の確保を支援します。

(「人・農地プラン」に位置づけられていない方も対象となります。)

[交付単価]
2万円/10a

[交付対象者]

農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人を通じて、面的集積(連坦化)して経営規模を拡大する農業者

※ 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、2筆以上の農地のまとまりがなくても、規模拡大交付金の対象となります。

※ 交付対象作物に制限はありません。

➤ 農地法に基づく遊休農地対策について

上記の支援策と併せて、農業委員会は、遊休農地解消のための法制度を確実に実施(地域の中心となる経営体に貸し付けて、農地を集積する方向に誘導)

農地利用状況の調査



遊休農地所有者等に対する農地の利用増進のための指導

指導に従わない場合には、遊休農地所有者等への通知、勧告、買入協議、都道府県知事による調停、裁定といった、特定利用権の設定等の手続へ移行

4 金融支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、経営規模の拡大等に意欲的に取り組む皆さんの資金調達を支援します。
【スーパーL資金】

支援措置

スーパーL資金の貸付当初5年間実質無利子化

貸付対象者

人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者

貸付限度額

個人：3億円（複数部門経営等は6億円）
法人：10億円（常時従事者数に応じ20億円まで）

5 農業用機械等の導入支援 NEW!

「人と農地の問題」の解決に向けて、地域の中心となる経営体の皆さんの農業用機械等の導入を支援します。
【経営体育成支援事業】

支援措置

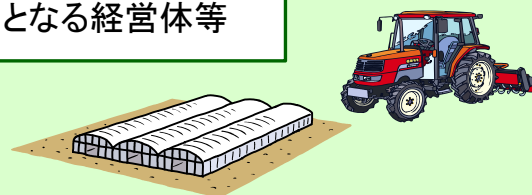
融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付

補助率

事業費の3/10上限

支援対象者

人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体等



6 基盤整備、共同利用施設整備等の支援 NEW!

基盤整備事業、共同利用施設整備事業等、以下に示す事業の採択や交付金配分に当たって、人・農地プランを作成した地区や中心経営体を考慮するなど、人・農地プランとの連携を推進します。

農地等の基盤整備をしたい	<ul style="list-style-type: none"> • 国営農地再編整備事業 • 農業競争力強化基盤整備事業 • 農業基盤整備促進事業 • 農業水利施設保全合理化事業 • 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
共同利用施設を整備したい	<ul style="list-style-type: none"> • 強い農業づくり交付金
産地の収益力向上や6次産業化に取り組みたい	<ul style="list-style-type: none"> • 産地活性化総合対策事業 • 6次産業化ネットワーク活動交付金 • 6次産業化支援事業
鳥獣被害防止に取り組みたい	<ul style="list-style-type: none"> • 鳥獣被害防止総合対策交付金

※各事業の内容、要件等は、各事業の担当部局までお問い合わせください。

問い合わせ先一覧（農政局、地域センター）

都道府県	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
北海道	北海道農政事務所 農政推進部 経営・事業支援課	011-642-5469
	函館地域センター 農政推進グループ	0138-26-7800
	旭川地域センター 農政推進グループ	0166-76-1279
	釧路地域センター 農政推進グループ	0154-23-4401
	帯広地域センター 農政推進グループ	0155-24-2402
	北見地域センター 農政推進グループ	0157-23-4171
	苫小牧地域センター 農政推進グループ	0144-32-5345
青森県	青森地域センター 農政推進グループ	017-777-3512
	青森地域センター 弘前支所	0172-27-5705
	八戸地域センター 農政推進グループ	0178-29-2114
岩手県	盛岡地域センター 農政推進グループ	019-624-1129
	盛岡地域センター 宮古支所	0193-62-2412
	奥州地域センター 農政推進グループ	0197-25-3918
宮城県	東北農政局 経営・事業支援部 担い手育成課	022-221-1105
	大崎地域センター 農政推進グループ	0229-22-2790
	大崎地域センター 石巻支所	0225-95-2403
秋田県	秋田地域センター 農政推進グループ	018-862-5720
	秋田地域センター 北秋田支所	0186-62-0158
	大仙地域センター 農政推進グループ	0187-62-2124
山形県	山形地域センター 農政推進グループ	023-622-7247
	酒田地域センター 農政推進グループ	0234-33-7246
福島県	福島地域センター 農政推進グループ	024-534-4157
	福島地域センター 会津若松支所	0242-28-2700
	福島地域センター 郡山庁舎	024-922-1614
	いわき地域センター 農政推進グループ	0246-23-8516
	いわき地域センター 白河庁舎	0248-22-1241
茨城県	水戸地域センター 農政推進グループ	029-221-2186
	土浦地域センター 農政推進グループ	029-843-6893
栃木県	宇都宮地域センター 農政推進グループ	028-633-3315
	大田原地域センター 農政推進グループ	0287-23-5612
群馬県	前橋地域センター 農政推進グループ	027-221-2685
埼玉県	関東農政局 経営・事業支援部 担い手育成課	048-740-0390
	関東農政局 熊谷支所	048-523-0610
千葉県	千葉地域センター 農政推進グループ	043-251-8307
	千葉地域センター 君津支所	0439-54-1251
	千葉地域センター 匝瑳支所	0479-72-0341
東京都	東京地域センター 農政推進グループ	03-3214-7312
神奈川県	横浜地域センター 農政推進グループ	045-211-7176
山梨県	甲府地域センター 農政推進グループ	055-254-6016
長野県	長野地域センター 農政推進グループ	026-233-2651
	長野地域センター 佐久支所	0267-62-6271
	松本地域センター 農政推進グループ	0263-47-2003
	松本地域センター 伊那支所	0265-72-3178
静岡県	静岡地域センター 農政推進グループ	054-200-5500
	静岡地域センター 沼津支所	055-933-5821
	浜松地域センター 農政推進グループ	053-456-4620
新潟県	新潟地域センター 農政推進グループ	025-228-5290
	新潟地域センター 佐渡支所	0259-63-2561
	長岡地域センター 農政推進グループ	0258-31-2131
	長岡地域センター 上越支所	025-524-2202
富山県	富山地域センター 農政推進グループ	076-441-9307
石川県	北陸農政局 経営・事業支援部 担い手育成課	076-232-4133
	北陸農政局 七尾支所	0767-53-0719
福井県	福井地域センター 農政推進グループ	0776-35-3225
	福井地域センター 敦賀支所	0770-23-5700

都道府県	問い合わせ先	連絡先（電話番号）
岐阜県	岐阜地域センター 農政推進グループ	058-271-4407
	高山地域センター 農政推進グループ	0577-32-1155
愛知県	東海農政局 経営・事業支援部 担い手育成課	052-223-4626
	豊橋地域センター 農政推進グループ	0532-56-3080
三重県	津地域センター 農政推進グループ	059-228-3199
	津地域センター 伊勢支所	0596-23-3855
滋賀県	大津地域センター 農政推進グループ	077-522-4274
	東近江地域センター 農政推進グループ	0748-23-3842
京都府	近畿農政局 経営・事業支援部 担い手育成課	075-366-0117
大阪府	大阪地域センター 農政推進グループ	06-6941-9657
兵庫県	神戸地域センター 農政推進グループ	078-331-9951
	姫路地域センター 農政推進グループ	079-281-3697
	豊岡地域センター 農政推進グループ	0796-22-2179
奈良県	奈良地域センター 農政推進グループ	0742-36-2981
和歌山県	和歌山地域センター 農政推進グループ	073-436-3832
	和歌山地域センター 田辺支所	0739-22-5551
鳥取県	鳥取地域センター 農政推進グループ	0857-22-3256
	鳥取地域センター 米子支所	0859-22-0115
島根県	松江地域センター 農政推進グループ	0852-24-7311
	松江地域センター 浜田支所	0855-22-0980
岡山県	中国四国農政局 経営・事業支援部 担い手育成課	086-230-1061
	中国四国農政局津山支所	0868-22-5151
広島県	広島地域センター 農政推進グループ	082-228-9483
	福山地域センター 農政推進グループ	084-955-8631
山口県	山口地域センター 農政推進グループ	083-922-5255
徳島県	徳島地域センター 農政推進グループ	088-622-6132
香川県	高松地域センター 農政推進グループ	087-831-8185
愛媛県	松山地域センター 農政推進グループ	089-932-6989
高知県	高知地域センター 農政推進グループ	088-875-2151
福岡県	福岡地域センター 農政推進グループ	092-281-8261
	北九州地域センター 農政推進グループ	093-561-1596
佐賀県	佐賀地域センター 農政推進グループ	0952-23-3136
長崎県	長崎地域センター 農政推進グループ	095-845-7123
熊本県	九州農政局 経営・事業支援部 担い手育成課	096-211-9267
	八代地域センター 農政推進グループ	0965-35-7311
	八代地域センター 天草支所	0969-22-4195
大分県	大分地域センター 農政推進グループ	097-532-6134
	大分地域センター 宇佐支所	0978-32-1421
	大分地域センター 豊後大野支所	0974-22-1037
宮崎県	宮崎地域センター 農政推進グループ	0985-22-3184
	宮崎地域センター 都城支所	0986-23-3966
	延岡地域センター 農政推進グループ	0982-33-0704
鹿児島県	鹿児島地域センター 農政推進グループ	099-222-7591
	鹿屋地域センター 農政推進グループ	0994-43-3222
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 経営課	098-866-1628

■本パンフレットや経営所得安定対策に関するお問い合わせは、
●農林水産省経営局 経営政策課経営安定対策室（Tel:03-6744-0502）

お気軽に、無料電話相談

フリーダイヤル

サア

ミナハイロー

0120-38-3786

受付時間：平日9:00～17:00 自動的にお住まいの農政局、地域センターに繋がります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。
左記以外にも、最寄りの農政局、地域センター（問い合わせ先一覧のとおり）、地域農業再生協議会（市町村、JA等）までお気軽にご連絡ください。

※ 経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。

経営所得安定対策

検索